

平成 2 0 年 度 第 2 回
大 阪 市 都 市 計 画 審 議 会
会 議 録

日	時	平成 2 0 年 7 月 3 0 日 (水)
		午前 1 0 時 3 0 分
場	所	大阪市役所本庁舎 7 階 市会第 6 委員会室

平成20年度第2回大阪市都市計画審議会会議録

○日 時 平成20年7月30日（水） 午前10時30分開会

○場 所 大阪市役所本庁舎 7階 市会第6委員会室

○議 題 議第131号「大阪都市計画公園の変更について」

○出席委員 26名（欠は欠席者）

会 長 村 橋 正 武

会長職務代理者 松 澤 俊 雄

委 員 欠 梅 宮 典 子

角 野 幸 博

欠 北 村 隆 一

木 村 好 美

中 川 大

鳴 海 邦 碩

檜 谷 美恵子

藤 本 英 子

正 木 啓 子

欠 増 田 昇

松 永 敬 子

南 川 諦 弘

欠 宮 地 充 子

委 員 小 玉 隆 子

高 田 雄七郎

松 田 力

田 中 ゆたか

太 田 勝 義

荒 木 幹 男

山 下 昌 彦

新 田 孝

八 尾 進

漆 原 良 光

権 世 幸 蔵

広 岡 一 光

瀬 戸 一 正

寺 戸 月 美

江 川 繁

開会 午前10時32分

○幹事（高橋） それでは、定刻になりましたので、ただ今から平成20年度第2回大阪市都市計画審議会を開催させていただきます。

委員の皆様方には、大変お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

冒頭、恐れ入りますけれども、本市ではエコスタイルを実施しているところでございますので、ご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。

私、本審議会の幹事を務めております大阪市計画調整局都市計画担当課長の高橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

傍聴の方に申し上げます。携帯電話は、電源を切るかマナーモードに設定し、審議の妨げにならないようご協力をお願い申し上げます。

それでは、審議に先立ちまして、委員の方々の異動がございましたので、ご出席の委員の皆様を学識経験者、大阪市の市議員の皆様の方に紹介させていただきます。

まず、関西学院大学総合政策学部教授、角野委員でございます。

○角野委員 角野でございます。

○幹事（高橋） 早稲田大学文学学術院准教授の木村委員でございます。

○木村委員 木村と申します。よろしくお願いいたします。

○幹事（高橋） 京都大学大学院工学研究科教授の中川委員でございます。

○中川委員 中川でございます。よろしくお願いいたします。

○幹事（高橋） 大阪大学名誉教授の鳴海委員でございます。

○鳴海委員 どうぞよろしく。

○幹事（高橋） 大阪市立大学大学院生活科学研究科准教授の檜谷委員でございます。

○檜谷委員 檜谷です。よろしくお願いいたします。

○幹事（高橋） 京都市立芸術大学美術学部准教授の藤本委員でございます。

○藤本委員 藤本英子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○幹事（高橋） 大阪府道路公社理事長の正木委員でございます。

○正木委員 正木でございます。よろしくお願いいたします。

○幹事（高橋） 大阪市立大学大学院経済学研究科教授の松澤委員でございます。

○松澤委員 松澤でございます。よろしくお願いいたします。

○幹事（高橋） 龍谷大学経営学部准教授の松永委員でございます。

○松永委員 松永でございます。よろしくお願いいたします。

○幹事（高橋） 大阪学院大学大学院部長・法務研究科教授の南川委員でございます。

○南川委員 南川です。よろしくお願いいたします。

○幹事（高橋） 大阪工業大学教授・リエゾンセンター長の村橋委員でございます。

○村橋委員 村橋でございます。よろしくお願いします。

○幹事（高橋） 続きまして、大阪市会議員の皆様方でございます。

小玉委員でございます。

○小玉委員 小玉隆子でございます。よろしくお願いいたします。

○幹事（高橋） 高田委員でございます。

○高田委員 よろしく申し上げます。

○幹事（高橋） 松田委員でございます。

○松田委員 よろしく申し上げます。

○幹事（高橋） 田中委員でございます。

○田中委員 おはようございます。よろしくお願いいたします。

○幹事（高橋） 太田委員でございます。

○太田委員 太田でございます。よろしくお願いいたします。

○幹事（高橋） 荒木委員でございます。

○荒木委員 荒木でございます。どうぞよろしくお願いします。

○幹事（高橋） 山下委員でございます。

○山下委員 山下です。よろしくお願いします。

○幹事（高橋） 新田委員でございます。

○新田委員 新田でございます。どうぞよろしくお願いします。

○幹事（高橋） 八尾委員でございます。

○八尾委員 八尾でございます。どうぞよろしくお願いします。

○幹事（高橋） 漆原委員でございます。

○漆原委員 漆原でございます。

○幹事（高橋） 権世委員でございます。

○権世委員 権世です。よろしくお願いします。

○幹事（高橋） 広岡委員でございます。

○広岡委員 よろしく申し上げます。

○幹事（高橋） 瀬戸委員でございます。

○瀬戸委員 瀬戸です。どうぞよろしくお願いします。

○幹事（高橋） 寺戸委員でございます。

○寺戸委員 寺戸でございます。よろしくお願いいたします。

○幹事（高橋） 江川委員でございます。

○江川委員 江川です。よろしくお願いいたします。

○幹事（高橋） なお、学識経験者の梅宮委員、北村委員、増田委員、宮地委員につきましては、本日ご欠席の連絡を頂戴しております。

続きまして、本審議会の要綱第7条によりまして、審議会の会務を担当いたします幹事を3人置いておりますので、順に紹介させていただきます。計画調整局長の北村幹事でございます。

○幹事（北村） 北村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○幹事（高橋） 同じく計画調整局計画部長の立田幹事でございます。

○幹事（立田） 計画部長の立田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○幹事（高橋） それと、私、都市計画担当課長の高橋でございます。この3人が幹事をいたしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。

上から順に「会議次第」、「委員名簿」、そして説明資料といたしまして、まず条例、規程等を収めました「大阪市都市計画審議会関係資料集」、「都市計画審議会及び都市計画決定権限について」、次に、本日ご審議いただきます予定の議案書といたしまして、議第131号「大阪都市計画公園の変更について」、以上の5点でございます。

また、ご参考といたしまして、大阪市の都市計画の図面類等を掲載いたしております「大阪市の都市計画」というパンフレットを置かせていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。揃っておりますでしょうか。

それでは、本日は新たに委員となられました方が半数以上おられますので、審議に先立ちまして、都市計画審議会や最近の都市計画にかかわる動向などにつきまして、私の方からご説明させていただきます。参考としてお手元にございます説明資料、こちらの右上に「説明資料」と書いております「都市計画審議会及び都市計画決定権限について」、これに基づきましてご説明さしあげます。

現行都市計画法では、大阪市のような政令指定都市につきましては都市計画審議会を必ず置くということになっておりまして、本市では平成12年4月に大阪市都市計画審議会条例を制定いたしまして、本審議会が発足しております。

まず、大阪市の決定権限について申しあげます。資料2ページ目をご覧ください。二

重線で囲っております指定都市決定及び市町村決定の欄に丸印のあるものが、大阪市都市計画審議会の議を経て大阪市が決定できる内容となっております。例えば用途地域でありますとか都市高速鉄道など、都市計画決定権限のかかなりの部分が大阪市に属しております。

次に、都市計画決定の手続の流れでございますが、資料の３ページに記載しております。基本的な流れといたしましては、都市計画案を作成いたしまして、公衆縦覧や意見書の受け付けを経た後、本審議会に付議させていただきまして、本審議会の承認を得たうえで、（２）にございます指定都市が定める都市計画の場合につきましては国土交通大臣の同意が必要となっております。（３）の市町村が定める都市計画につきましては、大阪府知事の同意のもと、都市計画として決定あるいは変更することとなっております。

また、今ご説明しました都市計画法に基づくもののほかに、建築基準法など他の法令によりまして、それぞれ都市計画審議会の議を経ることと定められているものがございますが、また案件としてご審議をお願いする際にご説明してまいりたいと考えております。

最後に、最近の都市計画に関する動向についてでございますが、現在、国におきましては、少子高齢化の進展等の社会経済情勢の変化に対応する抜本的な見直しを行うために、平成21年度を目途に調査等が進められておりますので、今後随時ご報告させていただきたいと考えております。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議題に入らせていただきます。本日の審議会につきましては、30人中26人の委員の方々がご出席されておりますので、大阪市都市計画審議会条例第6条第2項の規定に基づきまして、本審議会が有効に成立していることをご報告させていただきます。

まず、新体制で初めてお集まりいただいておりますことから、本審議会の会長の選出について進めさせていただきます。大阪市都市計画審議会条例第4条第1項の規定によりまして、本審議会の会長は学識経験者のうちから委員の皆様による互選で決定していただくことになっておりますが、いかがいたしましょう。

○角野委員 前回から都市計画審議会の会長を務めておられます、ご経験も非常に豊かであり、いろいろな情報について確固たる見識をお持ちであります村橋先生が適任ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○幹事（高橋） 他にご意見はございませんでしょうか。それでは、ご推薦されましたのが村橋委員お一人でございますので、村橋委員に会長をお引き受け願うということで、皆様よろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○幹事（高橋） それでは、委員の皆様のご承認を頂戴いたしましたので、村橋委員に会長をお願いしたいと存じます。村橋委員、申し訳ございませんが会長席にお移りいただけますでしょうか。

それでは、以降の進行につきましては、村橋会長をお願いしたいと存じます。

なお、会長に万一事故があった場合に備えて、大阪市都市計画審議会条例第4条第3項の規定に基づきまして、学識経験者の委員の中から会長職務代理者を会長が指名することとなっております。それでは、村橋会長、就任のごあいさつとあわせて職務代理者のご指名もよろしくお願いいたします。

○村橋会長 ただいまご推薦をいただきました村橋でございます。大阪市の都市計画審議会の会長を引き続き務めさせていただきたいと思いますが、大変な重責に私自身はひとつ精いっぱい頑張りたいと思っておりますので、皆さん方のご協力、ご支援をよろしくお願い申し上げます。

大阪は今まさに都市再生、都市づくりの渦中におられまして、市長が先頭に立たれまして、大変先駆的ないろいろな取り組みをなさっておられます。この大阪の取り組みは、大阪市民、大阪だけではなくて、関西、さらには西日本の都市づくりにも大変大きな影響を与えます。それだけに、この大阪の都市計画を進めていきますこの都市計画審議会の持つております役割も大変重要だというふうに私自身は自覚してございます。今後とも皆さん方のご協力によりまして、円滑に審議会を進めさせていただきたいと思っております。簡単ではございますが、私の就任のあいさつとさせていただきます。

引き続いて、先ほど幹事からお話がありましたとおり、大阪市都市計画審議会条例の第4条第3項によりまして、会長に事故がありますときは、あらかじめ会長が指名いたします学識経験者の委員の中から会長の職務代理をお願いすることとなっております。

私の方からご指名をさせていただきたいと思っております。松澤委員を職務代理者としてご指名させていただきたいと存じますが、松澤委員、よろしくお願い申し上げます。

○松澤委員 よろしく願いいたします。

○村橋会長 ありがとうございます。それでは、以降の進行につきましては、私の方から

進めさせていただきたいと存じます。

まず、議事に入ります前に、本日の会議録の署名につきまして、審議会運営規程の第8条の規定によりまして、藤本委員と小玉委員にお願いをいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、先ほど幹事から報告がありましたとおり、本日の議案といたしましては、大阪市長から付議のありました議第131号「大阪都市計画公園の変更について」でございます。それでは、まず幹事から説明をお願いいたします。

○幹事（立田） 幹事の立田でございます。

それでは、議第131号の「大阪都市計画公園の変更について」ご説明申しあげます。

表紙に議第131号と記載されております議案書の3ページの計画書及び7ページの説明図並びに前のスクリーンをご覧ください。

本案件は都市計画公園の追加でございます。福島区海老江一丁目地内に街区公園として2・2・619号海老江東公園を追加し、地域住民にレクリエーションや憩いの場を提供するとともに、良好な市街地環境を創出し、公園機能の向上を図るものでございます。面積は約0.24ヘクタール、区域は議案書7ページの説明図のとおりでございます。

なお、6月27日から7月11日まで案の縦覧を行いました、意見書の提出はございませんでした。以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申しあげます。

○村橋会長 それでは、議第131号議案につきまして、ご意見、ご質問をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

○太田委員 それでは、会長さんのお許しをいただいて、若干質問していきたいと思えます。私は、自由民主党から出させていただいております、当該のこの案件の福島区海老江に住まいをいたしておりますので、地元のことでありますし、かねがねこの問題につきましていささか携わってまいりましたので、質問をさせていただきたいと思えます。

まず、この公園の最初は平成13年度から出たわけでありましたが、今日まで6年、7年たっているわけなんですね。なぜ今頃こんな審議をするのかということについて、驚きであると同時に当然であるという感じをするわけでありまして。原点に立ち帰って、今なぜ海老江東公園として都市計画決定を行うのか、まずお聞きしたいと思います。

○幹事（高橋） なぜ今かというご質問でございます。まず、今回都市計画決定をさせ

ていただく位置づけを少し冒頭申しあげさせていただいてから、お答えしたいと思います。

まず、都市公園につきましては、周辺の居住者の利用に供することを目的とする公園として、都市計画上、街区公園、近隣公園、地区公園の三つの種別に分かれておりまして、街区公園につきましては街区の居住者の利用に供することを目的としておりまして、都市計画運用指針におきましては、基準規模は0.25ヘクタール、標準誘致距離は250メートルと定められておりまして、大阪市は当面各小学校区につきまして2カ所以上の整備に、現在努めているところでございます。

この点、海老江東公園につきましては、ちょうど規模が0.24ヘクタールでございますという点と、それから今回の海老江東小学校の校区でございますけれども、ちょうどパワーポイントでお示ししておりますように、このオレンジ色の部分が今回の計画決定させていただくエリアでございます、ちょうどこの誘致圏域の250メートル分が空白になっておりまして、こういった規模、あるいは圏域度、こういった点から今回都市計画決定させていただけたらと思っております。

また、なぜ今計画決定するのかということでございますけれども、今委員からございましたように、この用地につきましては平成14年3月に先行取得しておりまして、既にご指摘のとおり6年余りが経過しております。今回法的にきちっと都市計画公園として整備することを明確にするということと、本市の非常に厳しい財政状況の中、事業化に向けまして事業部局の方で予算の目途が立ちましたことから、平成21年度より国からの補助金を入れていきたいと、そういうことで、今回都市計画決定していこうと考えております。

○太田委員 予算の目途が立ったと、こういう答えに尽きるとすれば、その答えに抛らざるを得ないんですけれども、私はそればかりではないと思うんですね。むしろ放置されていたのではないかなと。重要な、しかも非常に校区で2カ所ということで必要なんだということを強調すれば、もっと早くしなければならない。ましてや都市計画決定を早くしなければならないと思いますが、こんなに遅れておったのはなぜでしょうか。

○幹事（高橋） 冒頭申しあげましたように、平成14年に先行取得させていただきまして、鋭意事業化の目途について検討しておりましたところでございますけれども、本格的な公園整備をする際には、原則、用地を繰り戻した後、整備することになってお

ります。ですから、まず用地の繰り戻しが必要となりますが、ようやく予算措置等々が整ってきたということで、6年たっておりますけれども、今回都市計画決定させていただきたいと思っております。

○太田委員 先ほど財政的なゆとりが出てきたということではあるということですが、そうすると、早速しなければならないと思うんですが、いつかかるんでしょうか。

○説明者（入江） ゆとりとみどり振興局緑化推進部の用地取得計画担当課長の入江でございます。

ご質問の、いつごろからするかということなんですけれども、この用地につきましては、先ほどもご説明させていただいたとおり、平成14年3月に大阪市土地開発公社によりまして、公園事業用地として約14億7,000万円で先行取得した用地でございます。その後、平成18年12月に大阪市土地開発公社から大阪市の土地先行取得事業会計によりまして、15億9,000万円で再取得したということでございます。

今後ですけれども、事業実施に向けまして、大阪市の一般会計による用地の再取得が必要となってきております。それで、来年度からですけれども、公園事業として国の補助を受けまして再取得に着手していくということでございます。

大変厳しい財政事情ではございますけれども、予算の範囲内で着実に再取得を進めてまいりたいと。そして、平成28年度までには用地の再取得を完了する予定でございます。

○太田委員 今そこまで、幾らで買ったかということまでは聞いてなかったんですが、おっしゃってるからいいんやけれど、とりあえず28年度からかかるということなんです。これは初めから計算されてた年度なんですか。あるいは財政的に余裕がもっとあれば、もっと早くできたものなのか、それとも遅いものなのか、この28年というのはスケジュール的にどうなんですか。

○説明者（入江） この用地につきましては先行取得ということで、繰り戻すというか再取得していく必要がございますけれども、平成14年3月に取得しまして、それ以降非常に厳しい財政状況でございまして、再取得する予算がなかったという、なかなか難しかったところ、土地開発公社の経営健全化計画というものがございまして、それに基づいて28年までに再取得を進めていくという計画になっております。

○太田委員 私の質問に答えてないんやけれど、要するに28年というのでは遅すぎると

いうことを言いたいわけですね、私はね。必要だから平成13年度に買う決意をした、3月ですけど、買うアクション起こしたのは13年の夏ごろなんですね。それで、これ28年までちょっとかかり過ぎなんですね。後で折々質問していきますけども、ほったらかしにしといていいんかと、こういうことになるわけなんですね。だから、もっと早くやっていくということを心がけないといけないと。それが、いや、もう公園のでき上がるのはこんなもんなんだと、いや、まだこれやったら早い方なんやというて堂々と胸張っていくのか、いや、申し訳ない、これはもう非常に遅れて、一生懸命駆け足で行きますわというものなのか、その辺を聞きたいんだけど、もたもた答弁してるからこの程度にしとくけれど、とりあえず早くしてもらいたいと、こういうことを強く要望しておきます。

それから、次、先ほどの映像で250メートルというのがありましたが、この先ほど資料にありました7ページをちょっと開けていただけますか。この250メートル範囲内のど真ん中に丸が書かれてる中に公園があるわけなんです、この議案書の7ページに海老江東公園、L型の公園なんです、この真北側に2・2・619と書いてるんですが、2・2・6という数字の書かれてる上に長方形が、これが児童遊園なんですね。名前は児童遊園なんですけど、いわゆる立派な公園なんです。このことは知ってましたか、これ買うときに。

○説明者（上田） 公園計画を担当しておりますゆとりとみどり振興局の事業計画担当課長の上田でございます。

今のご質問、海老江東公園の北側でございます児童遊園、買うときに知っておったかということでございますが、私ども承知しておりました。

○太田委員 道一つ隔てた目の前に児童遊園がある。これはゆとりとみどり振興局の所管ではありませんから、いわゆる大阪市の交通局の土地であります、これは戦後間なしに野田阪神から神崎川、西淀川区の方に地下鉄の延伸をしようということで、交通局がここにターミナルの、あるいはまた車庫とかいう引き込み線をしようということで用地取得しておった土地なんですけれども、東西線ができたために野田阪神で延伸をしないということになったので、この土地というのはもう40年以上塩漬けになってる、全く交通局が使わないという土地であります。この土地が800平方メートルほどあると思うんですが、以前は、もう使わないということで、お年寄りの憩いの場にもなっておるので、実際は0.1ヘクタール以上のいわゆる街区公園になってもおかしくない

だけの面積のある用地です。この用地は大阪市が将来売却するのかなと予定を聞いてみましたが、これは売却する予定ではないということですから、ずっと児童遊園として使う用地だと、こういうことになります。

ここには大変古くから親しまれた、遊具、植栽とも十分ではありませんが、利用度の非常に高い遊園地公園であります。まさに先ほど図面の中にあった250メートル以内に全く公園がありませんから、しかも福島区のだ真ん中でありますから、非常に利用度が高い、まさに今回の局がここに公園の用地を求めたという意味合いのことを裏返せば、この児童遊園というのは格好の、しかも有効な遊園地広場だと、こういうことがあります。

そういうふうに市民の皆さんが使ってるこの遊園地があるにもかかわらず、この南側に土地を買ったと。よっぽどほれてほれてほれまくって買ったんだろと思うんだけど、そして電光石火で買ったんだけど、あとは塩漬けで全く手をつけないということの不思議さということだけは指摘しておきたいと思います。

そこで、この遊園地がありながら買うたということでありますから、この遊園地はどうするんだろうかと。例えば、この都市計画公園と一緒に合体するのか、あるいは今現在ある遊園地との整合性はどうするんだろうかということで、地域の人はどんな公園になるんだろうか、あるいは昔からずっと40数年間植木、あるいはいろいろと育ててきたこの公園がなくなるんだろうか、あるいはその役割はどうなるんだろうかということで非常に心配をされております。

先ほど来ありましたように、非常にいい児童遊園なんですけど、今後この二つの広場の整合性はどう見ていくのか、ゆとりとみどり振興局は、他の局の用地でありますけれども、今後の取り組みについてご意見があればお尋ねしたいと思います。

○説明者（上田） おっしゃってございます児童遊園、海老江上一児童遊園というところでございますけれども、今、現に地元住民の方々が組織された海老江上一児童遊園運営委員会というのが、交通局ほかから土地を借り受けて、昭和47年に開園したものでございまして、非常に長きにわたってこの委員会の管理のもとに、地元住民の方々に、地元の方々から見れば公園という形で親しまれておるという状況でございます。

しかしながら、児童遊園につきましては、児童に適切な遊び場を与え、その健全な育成と各種の事故防止に資することを目的といたしております。一方、街区公園につきましては、都市公園法に基づきまして、主として街区内に居住する者の利用に供す

ることを目的としておるということで、設置の趣旨が異なるものでございます。そういった意味で、児童遊園につきましては、先ほど申しあげましたように地元住民に親しく頻繁に利用されてるということがございますので、今回両方の機能が確保でき、相乗効果によって公園の機能、各々の機能の向上が図れるという整備内容について今後検討してまいりたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願いします。

○太田委員 わかりました。最初取得した理由はそれぞれ違います。交通局は、ほったらかしにしてあったので、これは有効に使えないかということで公園になってきたものであります。あるいはまた、先ほど申しあげましたように、お年寄りが憩いの場にしようということで開放されている土地でありますから、スタートは違うんですが、現状においては、まさにこの議案提案理由にありますように、地域の皆さん方の憩いの場を提供すると、良好な市街地環境を創出するという公園の本来の趣旨、そしてゆとりとみどり振興局という名前だけはものすごいええ名前になってるんやが、ゆとりとみどりというイメージからいくと、その趣旨というものは、所管がどうであれ、しっかりとその辺を整合していただくということを強く要望しておきます。

それから、もう一つ、この図面が出たついでに、あそこに写真がありますが、ちょうど海老江の「海老」と書いてある上が、今こんもりとしてるところが公園風の植木なんですね。皆さんご案内のとおり、あんなとこに公園があるねんというイメージでわかっていただくと思うんですが、今度は海老江東公園の「東」という字と公園の「公」、「東」と「公」と書いてある真下が長方形で広い建物が建っています。ここが真北側の、その公園用地の北側に大日本住友製薬というて広大な土地があります。3万平方メートルぐらいはあるんじゃないかなと思います。広大な土地がありますが、その会社の所有地であって、その土地を売り出そうということで、実際売り出されて、今現在マンション業者が買ったので、長方形の白いのはマンションが建っております。

この土地を大阪市が買われたときに、L型の土地であります。L型であり、しかも西側の西野田中津線というこの道路が都市計画になって、部分的に拡幅されておりますが、まさにこの実線に書かれているごとく、セットバックしなければならないという用地なんですね。だから、この用地を買ったわけでありましてけれども、ずっと長方形の用地を道路用地として提供しなければならないということになると、この土地は非常にいい土地なんですから、L型の公園とすれば、必ずしも使い勝手はよろし

くないということで、この「東」という字と「公」と書いてるこの土地が、真四角の土地が売りに出されたときに買うてくださいと、こういうふうに言うたんですけども、買いませんでしたね。これはなぜ買わなかったんですか。

○説明者（入江） 当該用地の南側の用地ですけれども、そういう用地買収をしてはどうかという、今回の公園の区域に入れてはどうかというお話もございましたけれども、今回の海老江東公園の予定地につきましては、約0.24ヘクタール、2,400平方メートルの面積規模がございまして、街区公園の標準面積規模が、約2,500平方メートルと面積ということになっておりまして、その街区公園の標準面積規模にほぼ近いということで、面積的には今当初のこの面積で街区公園としての機能が果たせるという判断から、それと、あと、当時財政的な状況もございまして、新たにその面積、用地買収を行うというのがなかなか困難であったということで、今回の計画区域の面積にとどまったという、そういう状況がございます。

○太田委員 ちょっと前へ進まさせていただきます。今の課長の答弁はまさにそのとおりで間違いでないんですね。私がこの土地を買ってほしい、いい形の公園にしてほしいと言うたときに、まさにお金がないといって、財政が厳しいということでしんどいということあったことは事実なんですね。今先ほど申しあげたのは、児童遊園がこれであります。大日本住友製薬、そのときは大日本製薬いうとったんですが、その会社はこういう用地であります。これまでもっと上ずっとありますけれども、これが今大日本住友製薬の土地なんで、この公園をこっち持ってきて、この土地を大日本製薬の方へ譲ると、大日本製薬は一つの土地になるということで、これやったら大阪市さんに協力してもよろしいよということ言ったんですね。これだけ大日本製薬が飛び地になってるから、使い勝手が悪いから売ってしまったわけなんですけども、一体化されるというのであれば、この話は乗りましょうということになったんですけれども、これにも当時の建設局、今ゆとりとみどり振興局になってますけども、当時の建設局の方は買わなかったんですね。このことは知ってましたか。

○説明者（入江） 今お話にあった南側の用地と北側の児童遊園の用地を交換してはというお話があったというふうにはお聞きしております。交換で取得してはというお話があったんですけれども、北側の児童遊園の用地につきましては交通局所管の用地でございまして、私ども公園事業者は一般会計で事業をやっております、交通局は企業会計ということで、用地につきましては有償所管換えということになります。です

から、用地を買収することと同じことになりますので、当時の財政状況から、有償所管換えもなかなか難しいということで、実際にはできなかったということがあります。

○太田委員 大体そのとおりなんですね。認識をそういうふうに持っていていただくことは間違っておりません。当初は電光石火で買ったんですけれど、それは平成14年3月に買ったんですけれど、14年の夏ごろにこの大日本製薬の土地が売り出されたんですけど、そのときはもう金がないといって、初めからお金がないんですよね。何も建設局お金あったわけじゃない、土地開発公社が代行して取得したわけでありますから、初めから局はお金ないわけです。先行取得で買ったわけでありますから。今交通局の土地であれ、大日本製薬の土地であれ、買わないといけないということは事実なんですね。だから、財政的に厳しいということは、重々その説明のときに私も聞いてわからんことはなかったんですけれども、この公園をより一層生かすためには、大義名分、あるいはまたいろいろと講釈並べる割には十二分な機能を果たせないという意味で、この土地はどうしても買ってほしかった、そういう思いが私にはありますけれども、残念ながら実現しなかったことを申しあげながら、この質問は終わるんです。

その次に、先ほど来ありましたように、この土地は福島区の中心に位置しております。JRの東西線の海老江駅、阪神電鉄の野田駅、これは快速電車も停まりますから相当な乗客があります。ご案内のとおり阪神タイガース、親会社の阪神電鉄の本社がちょうどあの真ん中の下にあります、ドーナツみたいになっておる、あれはジャスコ、今イオンといっておりますけど、その関西支社といって、西日本で最も売上が多いといわれるジャスコの野田阪神店なんですけど、あの丸いのは駐車場がぐるぐる回ってる、右側の白いところがジャスコのお店で、左側のところが阪神電鉄の本社が2棟、25階建てですか、それぐらい建ってるという、我々小さいときはキタの梅田、ミナミの難波と同じようにニシといって、西区もニシなんですけども、我々この野田阪神をニシといって、相当な方が来られたところであります。大変なにぎわいのあるところであります。そこへ今東西線の海老江駅もできました。地下鉄千日前線もできまして、まさに大ターミナルであり、一等地であります。したがって、ただ単なる地域の公園という、レクリエーションだとか憩いの土地というよりも、ちょっと趣が違う土地であります。

そこで、先ほどの課長の説明によると、用地費が14億7,000万円でお買いなされた。あるいはその後、起債で15億9,000万円に上がったという高価な土地であります、こ

の公園を都市計画していくわけでありますから、どのような公園にさせていただくかなということで、大阪市の思いが今日まだ一個も見えてないんですね。何はともあれ都市計画決定してくれということなんでしょうけども、どんな公園になんねやというたら、全然説明がぼやぼやとしてるんですね。どのような公園に整備する予定なのか聞かせてほしいと思います。

○説明者（上田） 今ご質問の公園整備の内容でございますけども、当該地につきましては、先ほど来申しあげてございますように街区公園という位置付けになっておりますので、街区公園といいますのは広い世代の方々が安心して憩え、集える空間というようなことで整備していこうというのが基本となっておりますが、この場所が、今委員のお話にございましたように、福島区の中心部で大規模な店舗も建ってるという好立地、駅前の好立地ということもございますので、その立地特性を生かして、区民の方だけでなくで周辺で働いておられる方、就労者の方々にもご利用いただけるような、いわば駅前の緑のオアシスというようなことになる、あるいはそこでイベントなんかも開催できるような多目的な広場ですね、そういったものを備えた地域のにぎわいの創出、あるいは交流の場ですね、そういったものになるような公園となってまいりますように、今後計画してまいりたいというふうに考えてます。

○太田委員 そういうふうにお考えいただいているということを聞かせていただきますと、ちょっとまあ考えてるんやなという感じになるんですね。しょっぱな、単純にどこから250メートルもないんだと、空白なんだと、こう言うておった、あるいはまた児童遊園があるので、それはそれ、こっちはこっちやということで答弁が分かれるということとして、実際の的はどの辺にあるのかなということがわからないんですね。果たして初めからこれをどういう公園にしようかということを考えて買うたんかなと、思いつきで買うたんかなという感じをするぐらい、今まで6、7年間の間余り語られなかった、当局から語られなかった土地ですので、地元では心配をしておったところであります。

それから、何といいましても三つの鉄道のターミナルになっておりますので、ものすごい乗客と自転車の放置がものすごいんですね。これはどの街区というか通路も、駅前もそうであります、自転車の放置がものすごいんですね。私、この用地買われたら、全くこれは自転車置き場になってしまうな、公園イコール自転車置き場になるなと、こういう感じするんですね。これ考えてないかんのですけど、考えていてると

は思うけれども、大体公園屋さんというのは何も自転車置くために用地買うということはないわけですからね。初めから100パーセント公園用地としてやろうと。だから、自転車乗ってきはる人は一般道路の方に置きなはれと、公園の中に自転車置いたらあかんよと、こういうことだと思っただけだけど、どこの公園見てもやっぱり自転車がいっぱい置かれてるんですね。いわゆるこの駅前で猛烈な自転車、この写真にありますジャスコが、当初は無料で置かせとったんです。それはもう自分のお客さんだろうなという意味から何百台という自転車を無料で置かせておったんですけど、今はお金を取るようになりました。それから、写真の一番左側のところにヤマダ電機という大きい量販店があるんですけど、そこも当初はただだったんです。それが、ジャスコの方が有料になったものですから、今度はヤマダ電機の方へ自転車どっと置くようになった。ヤマダ電機もお客さんだろうなと思っておったんですけども、毎日増えるばかりでいっぱいになった。今度はヤマダ電機は100円、ジャスコのは150円に対してヤマダ電機は100円ですので、ヤマダ電機も違った意味で収入になってるんですね。それぐらい猛烈なところですよ。大阪市の自転車置き場もあります。このジャスコの下にありますところにバスターミナルがあるんですけども、駅前のバスターミナルの上には自転車置き場がありますけれども、そこはもうバスターミナルの上ですから、いわゆる3階、4階ぐらいの高さですので、そこへ自転車は持っていく人が少ない、しかも有料だということで、今回の海老江東公園は格好の自転車置き場だということになると思うんですけども、お考えがどのように持っておられるのかお聞きしたいと思います。

○説明者（上田） 委員がご指摘のように、確かに駅前でございますので、通勤、通学に伴う公園内への不法駐輪、自転車をとめるということは確かに懸念される状態でございます。今後の対策についてのご質問だと思うのですが、一般的に、最近公園にとめられる自転車非常に多うございますので、公園出入り口、自転車が乗り入れにくいような工夫、車止めをつくるとか、柵をつくるとかいうのをやってますのと、あと、極めてひどいところにつきましては、職員が定期的に巡回に回るというようなことでやってます。そういう意味で、ここについても、今申しあげましたように不法駐輪が懸念される場所、駅前ということで懸念されますので、そういう対策はとっていかないかんというふうには考えております。

○太田委員 総論的な話はその程度で聞いておきますけどね。大阪市の公園に自転車が

入らないというような、そんな公園は一つありませんわ。何ぼ駅前やから来るだろう、せやけど来たら自転車入れません、そうすると道路の方へ置くだけのことでさらね。だから、よっぽど心してその対策を考えていかなきゃならないと思うんですが、私は当初からゆとりとみどり振興局、当時の建設局に言うておったのは、自転車を置かれるというのが不法なのか、いや、それはよろしいやないかと。公園へ来はるねんから。おたくどちらですか、いや、私、阪神電車乗りまんねん、ほんだらおたく自転車入れたらあきまへん、おたく何入れようとしてはりまんねん、私この公園へ遊びに来ましてんと。年寄り車いすで来ましてん、赤ちゃんバギーで、ベビーカーで来ましてん、おたく中入ったらあきまへんって、こんなんできまっか。できしませんやろ。だから、そういうできんようなことを答弁して、自分で自分の首締めるようなことを余り言わん方がええんじゃないかなと思うんだけども、こういうことは別に質問するというて言うたわけじゃないので、課長もしんどい答弁だと思いますけど、それはそれでまあまあ気持ちは察するとして、例えばこの公園の下に駐輪場を設置するという、初めから駐輪場にするというたら、あんたらもようけ金出して、そんなもん自転車屋が金出せやというようなことになると思うんですが、そうはいかないと思うんですけれども、駐輪場などもやっぱり設置したらどうかなということを私はちょっと提案してるんです。全部が全部するんでなしに、どうせ公園ですから築山もするでしょうし、勾配もつけるということから、このいわゆる南側の駅に近いところですね、その辺には駐輪場を設けて、山合いの公園にも、傾斜公園というか、築山公園というか、そういうふうなことにすれば大分自転車対策ができるんじゃないかなと思うんですけど、この案に対してはいかがでしょうか。

○説明者（上田） 今のご提案で、公園に駐輪場を設置しては、それから築山をつくったりして、いわば重層的に利用したらどうかというお話だと思います。現段階におきまして、都市公園法上、法律の話で申し訳ございませんが、街区公園について駐輪場を設置するというのは今のところ困難という状況になってます。しかしながら、委員ご提案のように地下に設ける、重層的に設けるということであれば、今のご意見を踏まえ参考にさせていただきながら、今後関係機関、あるいは駅前近くということになりますので、鉄道事業者等とも協議を行って、それから他都市の状況なんかがどうなってるかということも調査しながら研究してまいりたいというふうに考えております。

○太田委員 やっこらさ当局と私と合うてきたというか、なかなか今までかけ違いみた

いに意見がなかなか合わなかったんですけども、やっこらさ意見が合うてきました。どうもその辺がひとつ期待したいもんだと思います。

それからもう一つ、大阪名物粟おこしとホームレスが多いと、これはもう日本一多いということで全国津々浦々有名であります。やはりこのご当地もホームレスさんいてはるんですけども、隣はジャスコであって、賞味期限切れた食べ物はわんさと時間、深夜過ぎれば出てまいります。駅は何はともあれ近いし、終電車乗り遅れるという人もあるでしょうけども、初めから家のない人、ホームレスさんですね、これが当然たくさん寄ってこられると思うんでありますが、ホームレス対策はお考えなんでしょうか。また、便所ですね。これだけ大きい公園ですと、よく便所をつくっておられると思うんでありますけれども、便所はおつくりになる予定があるのかどうか、この二つについてお尋ねいたします。

○説明者（上田） まず1点目のホームレス対策なんですが、確かに委員懸念されますように、ここにつきましても駅前ということで、いわば好立地ということで、そういった部分について、今後どういう対策をやるかというのは検討していかないかん課題ということでございます。

それからもう一つ、トイレにつきましては、基本的には街区公園といいますのは地域住民の方々が歩いていける場所にあるということでございますので、基本的にはトイレは設置してないという状況にございます。ただし、地元の方々より極めて要望が強く、地元の方も維持管理に協力していただけるというようなことがある場合は、設置したことも過去ございます。ですから、整備に際しては委員のご指摘も踏まえながら、地元の方々の意見を今後聞きながら、どういう方向に持っていくかというのをまた検討していきたいと。基本的には、今言いましたように家からすぐ行けるという場所に設置するものでございますので、基本的にはトイレは設置しないという形でござります。

○太田委員 街区公園としての身近な小学校単位の公園ということの面積的なイメージからいくと地域の公園だと、こういうことを頭の半分にありながら、現実には近隣公園というか、あるいは地区公園というか、相当な市民というか府民というか国民というか、猛烈な人がここの公園に来るんですね。阪神・淡路大震災のときに、私もこれ地元におるわけですけども、阪神電鉄が甲子園まででしたかね、甲子園から西は電車がとまってしまって、もうここの野田阪神にものすごい方が来られたわけであります。

そういうふうなことで、これは、これだけのいい公園というか広場というか駅前というか、ただ単なる街区公園というのにとどまらないんですね。最後になったら地域の公園だとか地域の方に便所掃除してもらおうんだというような話なんですけども、なかなか地域の方はそこまで全くやりましょうということにならないんじゃないかなと思います。したがって、これはもうまさに大阪城の公園、あるいは天王寺のそばの公園と同じように、全く大阪のど真ん中という意味での公園になるなということで、私はただ単なるまちの公園ではないということで非常に危惧をいたしております。先ほど自転車対策のときに話しましたが、斜面をつくるというのは、むしろ私はホームレス対策として、平面だと寝やすいなというようなことで寝てしまうんでしょうけども、勾配つくつといた方がええんちゃうかなという感じをいたします。便所もよしあしであります、長所短所ありますので、今の答弁ですと研究しますと、こういうことですので、よく研究いただきたいと思います。

それじゃ、最後の質問でありますけれども、お疲れさんであります、あと10年間今のままで置いておくというイメージだと思います。この公園用地を買われたときは、5年で公園にしますと、こういうふうに担当者おっしゃったんですね。それで、金網をされました。5年ぐらいであれば辛抱できるかなと思っておりましたら、あれよあれよという間に年月がたってほったらかしになるということで、これはいかんと。莫大な金をつぎ込んでおきながら、金網でシャットアウトするということはどういうことかと、あんたが自分で金出して買うたんやったら好きなようにしていいけども、大阪市の貴重な金を使っておるのに、こんなものを金網して入るなということはどういうことかとということで、市民に少しでも使ってもらいなさいと、2、3年ならいざ知らず、5年かかるんであれば有効に使いなさいということで、もうがれきの山みたいな、がたがたでした。それを何とか使ってもらえないですか言うたら、いやもうがたがたなんで、使ったらけがしますと、すねにけがされたら大変ですと、管理上困りまんねんというようなことで、いつもの言う役人根性丸出しの答弁がありました。そんなもんあかんというて、開放させということで、私は砂をダンプカーで二、三十杯だったと思いますけど、もらってきて、ピラミッドみたいに積んでおきましたら、これどないしてならましようかというようなことになって、ローラーにかけてやつこらさ使えるようになった。しかし、やや子供が使うのには大変だなということで、グラウンドゴルフにどうだろうかと。ゲートボールはもっとなめらかでないとあかんけれど、

グラウンドゴルフというのは多少起伏があってもおもしろいというようなことがあって、今グラウンドゴルフに使ってもらっております。せめて有効に使ってもらったら、今度は、当局は、おかげで使っていただいておりますいうて逆に自慢しとるようであります。今、水がたまったら、皆さん方、市民の方が水たまりを防止するために溝をつくったり、整地したりということで頑張ってもらっていて、非常に貴重な空間になっております。

今後、これ着手するまで10年間、どのようにこれ利用なさっていくのか。見た目ですね。大阪市、財政厳しい厳しいと言うときながら、片一方では荒涼たる土地をほったらかしておくということは非常に具合悪いというように思うんですけども、有効に使うということを積極的に考えるべきだと思うんですけど、いかがでしょうか。

○説明者（上田） 当該地の暫定利用につきましては、今お話を頂戴しましたように、地元ということで委員の方にもご尽力いただいて、今の使用状況になってるという状況でございます。今のご指摘も踏まえながら、今後、確かに公園整備に着手するまでに今暫く時間がかかりますので、現在の使用形態以外の何かいい方策があるのかどうか等について検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○太田委員 大変長い間時間を頂戴して質問させていただきましたけれど、まだまだもっと質問したいことたくさんあります。金額的な数値が先ほどしょっぱな買われた値段が果たして妥当であったのかどうか、14億7,000万円取得されました。それが利息ついて15億9,000万円で再取得しました。これから10年間の間で国庫補助を受けるんだということで都市計画決定をして補助金を国からもらえるようでありますけども、しかし、少しずつ返していくという面からいくと、金利負担というのはやっぱり大きいわけでありますから、この取得、あるいは金利と、そして長年置いとったことでの全体の金額というのと考えますと、大変高価な土地であり、公園であります。そういうことも質問したかったんでありますけれども、買うてしもた以上もうしゃあないなとか、買われたので、あとは有効に使うしかないかなという感じをするんであります。

あとは、皆さん方がいい公園ができたなということに、さすが大阪市だな、緑の少ない大阪市が厳しい中でも土地買うたんだな、立派な植木も植えた、遊具もした、市民の皆さんが憩いの場となって非常に有効だというような公園にできなかったならば、何のためにこれだけお金出してるかということがわからないわけで、まさに皆さん方

の今後の肩にかかっていると思うんであります。

これだけ質問させていただきましたので、相当ゆとりとみどり振興局におかれては一生懸命やっていただけたと思いますので、期待を込めております。どうか、この議事録が残るんだらうと思うんですが、どうぞ、今の発言どおりしっかりときっちりと着実に早く実行、着手していただくことを強く要望して、質問を終わらせていただきたいと思います。

○村橋会長 ほかにご質問、ご質問ございませんでしょうか。

○瀬戸委員 市会議員の瀬戸一正でございます。私は今の福島区のお隣の此花区選出の議員なんです。所属は日本共産党でございます。

若干、緑、公園をうんと増やさなければならぬ、増やしてほしい、その中で、この都市計画審議会も一定の役割を果たさなければならぬのではないかなというような観点で質問をしたいと思います。もちろん今回の海老江東公園の計画決定には賛成でありますし、一日も早く開設してほしい、という意見であります。

21年度から28年度まで、これからさらにオンされる利子を除いても、約16億円ですから、毎年2億円平均で買い戻しをすることになります。なぜこんなにかかるんだというのが率直な思いでありますので、そこで最初に大阪市の最近の公園用地取得予算はどういう推移になってるのか、それから公園の用地取得をした後に、今度は公園としてまさに整備をするわけですけども、その整備予算の推移はどうなってるのかお聞きをしたいと思います。

○説明者（上田） 今のご質問でございますが、このスライド、ちょっと見にくうございますけども、このスライドにつきましては平成14年度から20年度までの用地取得費と、それから公園整備費を載せてございます。見ていただいたらわかりますように、平成14年度、用地取得費113億円、平成15年度71億円ということで、だんだん減少してございまして、平成20年度が約8億円という状況でございます。それから、整備費につきましては、平成14年度が47億円、徐々に減りまして、平成20年度が約24億円ということで、ほぼ半減という状況になってございます。

○瀬戸委員 今お示しのとおり、それはちょっとそのまましといてほしいんですけども、これ、徐々に減ってきた、減ってきたというんですけども、本当に予算としては目も当てられないといえますか、恥ずかしくて市民に報告できないような気もするんですね。平成14年度113億円ですからね、なんと14分の1ですよ。ちなみに、資料いただきまし

て、この14年度に取得した113億円の面積が約2万4,000平方メートル強です。今回8億円の公園の予算の面積ですね、1,326平方メートルなんですね。これ18分の1なんです。それから、この整備予算もこれ見てのとおり2分の1ですね。この用地取得費と整備予算を合わせたものが公園事業費というんですけれども、この合計で見ても、14年度160億円だったものが、今32億円、これも5分の1ですね。大阪市は今確かに財政危機だということで、市政改革、マニフェストをつくってやり始めてるが、今3カ年経過してますから18、19、20年度なんですけども、この公園の予算に関する限り、何も改革をやっているから減ってるという面だけじゃなくて、それ以前から大幅に大きく減ってきてるわけですね。こういうことをやっぱり大阪市全体として放置できないということをまず最初に申しあげたいというふうに思うんです。

さて、ここは都計審の場でありますので、皆さん今回のように都市計画を決定して都市施設の一つである公園を決めたわけです。設置を決めました。ところで、これまで大阪市が都市計画決定した公園面積は幾らになるでしょうか。そして、計画決定をしたものがその後どうなってるのかということで、どれくらいのものが供用開始をされてるんでしょうか。それから、計画決定後既に事業化されて予算がついて公園整備が始まってるものもあれば、まだ事業化もされていないものがあると思うんですね。この今事業化まだされていない面積はどのくらいありますか。

○説明者（上田） まず、都市計画決定されてる面積でございますけども、現在面積で約1,270ヘクタールという数字でございます。それから、どういう状況かということなんですが、このうち今開設してございますのが、面積で約881ヘクタールという状況でございます。それから、都市計画決定を打って、長年未整備ということでなかなか手がつけられないという状況のものが幾つかございまして、それが現在135ヘクタールございます。

○瀬戸委員 今お聞きのとおり、正確には1,272ヘクタール、今回それに0.24ヘクタール加わるということになるわけなんですけども、供用開始をされているものが800幾らという数字がありました。差し引きしますと、実は供用開始されてないものが393ヘクタール、約400ヘクタールもあります。そして、そのうち、まだ予算もついてない、事業化されていないのが135ヘクタール、本当に大きなものなんですね。これでは都計審で幾ら決めても決めがいがあるのかという問題もあると思うんですね。もちろん今回のように都市計画決定を受けて、その翌年度からもう事業化しようと、28年度までで用地を取

得してしまおうというところもありますけれども、大阪市全体としてはそうなってるんです。

さて、もう一つ大きな目で見まして、大阪市は平成12年度にこういう緑の基本計画というのを策定をしております。この緑の基本計画でいろんなことが決められてるんですけども、今回の公園に類するような都市公園の面積の現状はどうか。それから、それは今後どういう目標を持ってるのか、計画を持っているのか。それから、よく言われますけども、緑被率、緑でどれだけ覆われてるのか、これ緑被率というのは全国的に水面を入れたり入れないとかでいろいろとる基準が違ふようでありまして、大阪市は緑被率という数字を出していません。樹木・樹林率というのを出してますね。これの現況と目標は一体どうなってるんでしょうか。

○説明者（上田） 今のご質問の都市公園の現況、それから目標、それから樹木・樹林率の現況、目標でございますが、ここのスライドでございますように、都市公園等の一人当たり公園面積と申しますのは、都市公園と、それから港湾緑地も一部含んでございます。それにつきまして、19年度末現在の数値でございますが、一人当たり4.1平方メートル。それから、これの将来目標といたしまして、21世紀中葉になるんですが、一人当たり7平方メートルという形になってございます。

それからもう一つ、樹木・樹林率、今ご質問ございましたように、緑被率というのはいろんなとらえ方が全国によってばらばらでございますが、私ども大阪市につきましては垂直投影面積ということで、真上から見下ろした場合の実際の緑がどれだけあるかと、樹木がどれだけあるかということで、割と厳しく設定してるとらえ方でございますが、これの数値が平成18年度で6.9パーセント、これにつきまして21世紀中葉の将来目標としては15パーセントにしたいということで考えてございます。

○瀬戸委員 その画面そのままにしておいてもらって、これは一人当たりの面積や樹木・樹林率がパーセントで示されておりますけれども、実数で、面積でどうなってるのかがちょっとこれではわかりにくいので、改めて、この現況の4.1平方メートルというのは実際公園等の面積が何ヘクタールなのか、それから7平方メートルにするために、例えば現在、これ人口一人当たりですからね、人口が将来増える、減る、ありますけども、もし今と同じ人口であれば大体何ヘクタールなのか。つまり、差し引きこれから幾らつくらなければ目標が達成できないのかという数字ですね。同じく樹木・樹林率についても、これは市域面積に対する面積率だと思いますけれども、今の現況

の面積、それから15パーセントの面積、差し引き何ぼになるのか、これちょっと教えてください。

○説明者（上田） まず、都市公園等についてでございますけども、4.1平方メートルに対する面積なんですけど、約1,079ヘクタールという数値になります。それから、将来目標7平方メートルということで、今の人口が横ばいで推移すると考えた場合、面積で1,846ヘクタール必要というカウントになります。そういった意味で、あと767ヘクタールが必要ということになってまいります。それから、樹木・樹林率につきましては、15パーセントで3,313ヘクタールという単純な数字が出てまいりますので、差し引き、あと1,790ヘクタールが必要という数値になってまいります。

○瀬戸委員 これ、あそこに目標年限が出てますね。21世紀中葉、つまり2050年ということでしょうかね。今の数字聞いて、私、今の福田首相の温暖化対策のCO₂半減という、将来目標はあるけれども中期目標がないとか、それにどう接近していくか全く絵が描けてないという話がありますけども、それを思い出したんですね。つまり2050年にこれだけのものにしていこうと。例えば、公園でいえば、あと767ヘクタール増やさなアカんと。それで、樹木・樹林の面積でいえば1,800ヘクタール増やしましょうと、そういう目標を大阪市としては確固として持ってるんだけど、逆にこの6、7年間で見れば、予算なんかも目も当てられないほど減ってると。こういうことを本当に考えなきゃいけない時期に来てると私は思うんです。今の予算でいえば、簡単にいえば逆立ちしても達成できない、いわば絵に描いたもちになりかかってるんですね。

私はこの間、前期の委員の方はお聞きになったかも知れませんが、昨年出された国連のIPCCの第4次報告、地球温暖化の問題で、これもものすごく厳しいこと言われてますよね。あと20年か30年の温暖化対策の取り組みによっては、場合によっては、不可逆的なのというんですか、後戻りができないほど温暖化が進行してしまう、人類の力では抑えようがないと。それが産業革命以来2度ですか、それが今あと20年、30年でこのままいったら行くかもしれないと、そういう時期に来てるという警告がされてる。一方で、大阪市におけるヒートアイランド現象ですね。これも本当にひどいものでありまして、今日はもうそこまで質問しませんが、8月の平均気温は、大阪市は全国一高いんですね。沖縄の那覇よりも高い。もちろん東京、名古屋、京都などよりも高いということになってるわけでありまして、毎日のように救急車が熱中症の関係が走っております。だから、こういう温暖化対策やヒートアイランドの

ことから見ても、緑を増やす必要性、重要性はだれの目にも明らかだというふうに思うんです。

ちょっと一つだけ聞きますけど、予定がなかったんですけど、この緑の基本計画で樹木・樹林率15パーセントを達成したら、温度を下げるができるというふうの基本計画でうたってますね。何度下げることができるとうたってますか。

○説明者（上田） 15パーセントにすることによって、かなりの割合で人間が快適に感じるという数値が15パーセントでございます。それから、温度ですが、15パーセントにすることによって、いろんなデータがあるかと思います。0.5度から1度ぐらいが下がるかなという数値になってるかと思います。

○瀬戸委員 お示しのとおり、これの38ページに、夏の平均気温を0.5度下げると、こう推定されてると。0.5度、わずかだと思う人もおるかもわかりませんが、おふろに入るのは、大体普通適温は39度ですけどね。これもう40度になったら熱くて入れられない。41度になったらアチチという、本当にそれぐらいに人間は温度に対しては敏感だというふうに私は思うんです。したがって、0.5度本当に下げることができれば、寄与度は別にして地球温度を下げることはつながるし、当然クーラーの利用だとか電力消費量、火力発電所が排出する温暖化ガス、CO₂を減らすことにもなります。もちろん、樹木・樹林が増えれば、大阪市内の大気中のCO₂を吸収する機能が大きくなることも確かであります。

私は今日この場で申しあげたいのは、こういう公園や緑を増やすことを、ゆとりとみどり振興局、原局任せにしておしてよいのかどうかということなんです。確かに都計審というのは、市長から提案のあった公園を決定する権限、それから当然市長が提案するのは、その前提になってるのは原局であるゆとりとみどり振興局が提案をしてくる。先ほどの議論もありますように、予算の目途がついたから出してくる、こういうことでありますから、いわば都計審の場として、そういうものについては余力を発揮できないような感じもあることは間違いありません。しかし私は、これはやっぱりオール大阪市、今日出席は求めてませんが、市長自身の頭を切りかえなければならない問題だと思うんです。都計審、都市計画が一体何のためにあるのか。私は一言でいえば快適な都市をどうつくるかということにもつながると思うんです。高速道路や都市再生の名前で、高速、ビルをどんどん都市計画する一方で、公園設置の都市計画が遅れると、こういうあり方でいいのかと、こういうことを常々思ってお

ります。

それで、具体にお聞きしますけれども、都市計画審議会のなすべきこと、あるいはなし得ることは、先ほど冒頭紹介のありました条例にも決められておりますけれども、実は都市計画法そのものにも定められております。今日皆さんお配りのお手元に、いわゆる説明資料、先ほど高橋課長が使用されましたけども、この説明資料の7ページ見ていただきたいんですけども、この7ページに第77条の2というのがありまして、市町村都市計画審議会のこれは権能を書いていると思うんです。この第2項にこう書いてあります。「市町村都市計画審議会は、都市計画に関する事項について、関係行政機関に建議することができる。」その前段は、「この法律によりその権限に属させられた事項」、権限に属させられた事項ですから、今回のような海老江東公園のような付議案件について、場合によったら調査審議させると。あるいは、専門的に調査させるために審議会を置くことができると書いてるわけですけども、この第77条の2の第2項ですね、ここで言っているところの都市計画に関する事項というのはどういうことを指してるのでしょうか。あるいは、関係行政機関に建議できると書いてあります。この関係行政機関の中には大阪市も入るのでしょうか。そもそも建議というのはどういうことを考えてるのでしょうか。

○幹事（高橋） 今のご質問ありました都市計画法第77条の2の第2項の建議に関するご質問でございますけれども、順番前後しますけれども、まず建議の定義でございますけれども、都市計画法自体には定義規定がございませんので、一般的な定義を申しあげますと、一般的に建議と申しあげますのは、都市計画審議会のような行政機関の附属機関が、その属する行政機関などに対しまして、自発的に意見、希望などを申し出ることとなります。一般的に、答申といいますのが行政機関からの諮問に答えられるのに対しまして、建議は審議会の総意として自発的になされる点で大きな違いがあると考えております。それから、建議の対象となる項目ですけれども、これにつきましては、第77条の2の第2項で書いておりますように、都市計画に関する事項ということで規定されておまして、例えば都市計画に関係しない事項、例えば公園で申しあげますと、学校の運動場に芝生を張るとか、あるいは啓発をするとかいった、そういった面などにつきましては、建議の対象としては馴染みにくいのではないかなと考えております。それから、最後に建議のあて先ということでございますけれども、条文上は関係行政機関と規定されておりますので、これには大阪市が入っております。

○瀬戸委員 今日はこの問題、こういう角度で都市計画法の建議ということを取り上げたのは初めてでございますし、時間の関係もありますので、あとは私の意見を多少述べさせてもらって終わりにしたいと思っておりますけれどもね。確かに大阪市は緑の基本計画というのを定めてます。いわばこれに沿って都市計画審議会は都市計画公園を計画決定していったるんですね。しかし、これ自身から見ても、とても尺に合わない状況があります。あるいは、先ほども1,200何がしのヘクタールの公園、都市計画決定してますね。しかし、緑の基本計画では1,800ヘクタールぐらい必要なんだから、まだ400、500ぐらいのオーダーで都市計画決定しなければならない公園というものもあるわけですね。都市計画決定をしなければならないテーマもあります。

それで、私はやっぱり、この議論をこれからもっとし出すと、海老江東公園の例でもそうですけれども、いろいろきれいごとと言ったとしても、やっぱり予算の問題があると。予算がつかなければ都市計画決定もできないと。そういう議論にもなりかねないんです。しかし、私、都市計画というのは必ずしも予算がつくかどうかでいつも決めてきたわけじゃないと思うんですよ。例えば、今都市計画道路を大阪市内建設してってますけども、多くは昭和20年に戦後復興のことで長大な絵を描いて都市計画決定したわけです。このときに果たして予算を考えて都市計画決定したか。違うんですね。それから、公園についても、実は戦後に決めたものが長く放置されていて、お聞きすると昭和49年にかなり大規模に見直したんですね。それは高度成長で都市計画決定が後追いになってきてるという面と、改めて高度成長を経た段階でどういう公園を敷設していくのかということで相当大きな改定を行ってるんですね。このときにかなり公園の面積増えてるんです。例えば、鶴見緑地なんかもその一つです。鶴見緑地でいえば、都市計画決定したけども、いまだに公園に実はできてないというのが30ヘクタールぐらいまだ残ってるんですけどね。

つまり私が言いたいのは、都市計画決定というのは必ずしも予算に裏づけされたもの、あるいは後追いをするようなものとは違うんと違うかと。都市計画審議会として、やっぱり独自の自発的な意見で、私は今の時期は建議しなければならない時期に来てるんじゃないか。何を以て今建議しなければならない時期かというのと、全くほかでもありません、ヒートアイランド対策の問題と、地球温暖化の問題です。これは本当にあらゆる大阪市の行政、あらゆる都市計画のアプリオリに、第一義的にしなければならないぐらいの大きな問題だというふうに思います。これはI P C Cというのは世

界の科学者の集まりでしょう。そういういわば有識者が地球のあり方について警告を発して、それに今度は政治が逆に従ってるというか、あとを追いついていってるという問題があるんですね。やっぱり都市計画審議会というのは、本来はそれぐらいの権威を持って、大阪市の公園や緑はどうあるべきなのかということについて、私は意見を言うべきではないかなと思っております。

しかし、先ほど言いましたように、建議ということ自体取り上げたのは今日初めてでありますので、ここで諮るとかそういうふうなことをするつもりはありませんし、また計画調整局の方にも、余りこれについての見解を、聞いたら建議というのは全国的にも例がないそうですね。法律ではこうなってるけれども、全国的にも例がないというふうにお聞きしてます。しかし私は、先ほどの、最初の海老江東の話に戻りますけれども、やっぱりここを何とか考えないと、やっぱり10年後になるんですね。これでは地元ももたないし、市民から見ても、やっぱり大阪市の公園行政、何よりも先ほど言いましたように、130億円もあった土地予算が何で8億円まで減ってるんやと。何ぼ市政改革だとか財政難だといったって、他に無駄遣いしてること一杯ありますよ。これ与党の皆さんも一遍よく腹に考えてもらって、緑を抜本的に増やすことを、これはやっぱりオール大阪市で考えなあかん時期に来てるということも申しあげて、私の発言にしたいと思います。以上です。

○幹事（北村） 計画調整局長の北村でございます。

先ほど瀬戸委員の方から、都市計画法に関わります運用といいますか、都市計画審議会の役割についてのご意見を賜ったわけなんでございますけれども、実は冒頭幹事の高橋の方からご説明を申しあげましたように、今、国土交通省におきまして、これまでの都市計画法の体系がいいのかどうかということも含めまして、平成21年度を目途に抜本的な法改正に向けていろんな議論がなされているところでございます。私も大阪市の都市計画審議会を預かる計画調整局といたしましては、折に触れまして、国の方での議論の内容を、やはりこの都市計画審議会におきましてご報告をしていかなければならないというふうに思っております。そういった中でご議論をしていただければというふうに思っているところでございます。

もう一点、過去の都市計画法自体の成り立ちの経緯の中で若干ご記憶におとどめいただきたい点がございます。実は、現在の都市計画法は昭和43年に制定された新しい法律でございます。新しいとあえて申しましたのは、今から考えると古い法律でござ

いますけども、旧の大正年間に成立をいたしました旧都市計画法、いわゆる片仮名で書かれた法律、それに対しまして昭和43年にできましたのは平仮名で書かれてる法律ということでございますけども、片仮名で書かれております旧の都市計画法の中におきましては、先ほど瀬戸委員がおっしゃられましたように、事業の執行年度割ということで、予算と同時に都市計画を決めると、そういう体系が維持をされておりました。そういうことで、あくまでも事業と計画はセットであるという考え方のもとで法律が成り立っておりました。ただ、その財源をどうするんだという議論の中で、やはり事業と計画とが余り密接に関連をし過ぎると、計画論自体が成り立たなくなる部分があるということで、昭和43年に抜本的な改正がなされたというふうに聞いております。

その辺で、常々私ども都市計画法を扱う立場として、都市計画という計画論と、都市計画事業という事業論の整合性をどうとっていくか。ご承知のように都市計画として決めますと、都市計画法53条、54条に規定されておりますように建築制限がかかってまいります。そういった個人の権利を規制するという逆の面での非常にきつい権限を持った法律ということでもございます。そういった中で、本来、道路や公園とか、あるいはそれ以外のものについても、大阪市としての本来あるべきまちの姿がどういったものかということにつきまして、計画調整局として考え、関係部局とも一緒になって考えながら、都市計画として事業を進めていきたいというものにつきまして、本審議会の方にお諮りをさせていただいてるということにご理解をお願いしたいと思っております。

○村橋会長 ほかにご意見、ご質問。はい、どうぞ。

○松永委員 時間のないところ申し訳ありません。私は、立場としましては経営学の専門なんですけれども、大阪市のスポーツ振興審議会委員を仰せつかっており、スポーツ経営学というスポーツの立場からということで本審議会委員も仰せつかっていると認識しております。当然レクリエーションの目的でということで、公園となると、健康、スポーツの場ということで、一つだけ質問と、その後意見を簡単に述べさせていただきます。

先ほどのお話の中で、大阪市において小学校区で2カ所以上の公園設置を目標とされてるというか、計画されてる、実施されてるということで、現段階で大阪市内の小学校区に2カ所以上の設置が何割ぐらい達成されてるのかということと、今後の予定も含めまして、その2カ所というところの目標が一体いつごろ全小学校区に実現のご

予定かというところを、まずお聞かせいただきたいと思います。

○説明者（上田） 今のご質問でございますけども、2カ所以上ということで目標にしてる現状でございますけども、まだ実は1カ所しかないというところが40校区ほどございます。そういった意味で、1カ所の方からまず解決していかないかんということになってまいりまして、最終的な目標、これは達成できれば、少しでも一人当たり7平方メートルに近づくわけなんですけど、先ほど来話にございましたように、正直申しあげまして予算の面等々の話もございますので、いつに達成できるかというのは、申し訳ございませんが今見えない状況でございます。

○松永委員 先ほどもお話がありましたが、大阪市に総合計画という計画がございますけれども、そちらの方で運動・スポーツ実施率を50パーセントにもっていこうという計画があるんですけども、それは国のスポーツ振興法の中の第4条に示されているスポーツ振興基本計画という計画が2000年に策定されたわけですが、そこで2010年までに国民全体の運動・スポーツ実施率を50パーセントに上げていこうと。それと同等の形で大阪市においても50パーセントということを目標にされておりました、前回調査、5年前の調査と比べまして、もう40パーセント台、全国レベルには上がってきている、かなり5年前は全国レベルに達してなかったんですけども、上がってきている。そのあたりの日本のスポーツ振興計画と合わせる形で、総合型地域スポーツクラブという生涯スポーツの整備を進めていくに当たって、大阪市の場合は都市なので、小学校区を中心にスポーツ振興の新しい組織づくりということで今進めておられる状況です。ただ、都市部ということで場所がないということが大きな問題になっておりまして、公園というのは非常にそういう面においては貴重な場となっております。

その計画の中で、今、2000年から2010年の計画の目標値が掲げられてる計画なんですけど、2005年に見直しがありまして、2006年に、第1番に子供の体力低下に歯どめをかけるということで、2番目に生涯スポーツの推進ということで、先ほどの成人のスポーツ実施率を50パーセントに上げると。3番目は競技スポーツでメダルの獲得率を上げるということなので、直接今回の話題には関係ないんですけども、そういった意味におきまして、公園というのは地域において非常に貴重な場になるということで、都市部ではなかなか場所の確保というのが難しいというのは承知してるんですけども、ちょっと今回都市計画審議会の委員をさせていただいて、先ほど委員の方からお話があったように、14年に土地を取得されて、今話題に出て、28年に着手という、ち

よっと他の地域も本当にそうなのかどうか勉強不足でわからないんですが、もう子供はとっくに成人して大人になってしまうような状況でして、ちょっとその総合計画で運動スポーツ、レクリエーションにかかわる目標に掲げている短期計画、中期計画、長期計画というものとかなり乖離している印象を受けました。財政難ということで仕方がない部分というのは重々承知してるんですけども、環境の面からも重要だと思うんですけども、そういった住民の健康という側面、子供の体力というところがスポーツの中では最重要課題になっているという点も含めると、非常に重要な議論をしなければいけないと認識しております。

そういった意味で、財政難と言われるともう何も言えないんですけども、今日の議題に関しましては1年も早い運用をとというのはもちろんですし、そのほかの、現在1カ所、これから2カ所を目指すところに関しましても、先ほどからお話するように、もっと全体的な、ここの審議会を超えたところの市長の姿勢というところも含めて検討していただきたいということを意見として述べさせていただきました。以上です。

○村橋会長 ほかにご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(発言する者なし)

○村橋会長 ごございませんようですので、お諮りいたします。

議第131号議案につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村橋会長 ご異議がございませんということで、原案どおり可決させていただきます。

長くなりましたが、これをもちまして本日の審議は終了いたしました。決議をいただきました案件につきましては、直ちに必要な手続を行わせてます。

それでは、これで閉会といたします。どうもありがとうございました。

閉会 午後0時14分

大阪市都市計画審議会委員 藤 本 英 子 ㊞

大阪市都市計画審議会委員 小 玉 隆 子 ㊞